

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 (省略)

氏 名 (省略)

2 住民監査請求書(以下「請求書」という。)の提出日

令和2年11月4日

3 請求の内容

内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書等の内容は省略した。

また、請求人から令和2年11月24日付けで提出された追加資料により今回の措置の請求により返還を求める金額等を訂正したため、以下の請求の要旨は当該訂正等の内容を反映したものである。

(1) 請求の要旨

富田市長のサウナ等私物持込み、使用に伴い発生した池田市の被った損害を補填するための必要な措置を講ずるよう求める。

(2) 請求の理由

去る23日のNHK報道番組「ニュース7」はじめ民放全社及び翌日の新聞各社等多くのマスコミで報道された、「池田市長の私物サウナを市庁舎内に持ち込み使用していた」という事件は、池田市及び池田市民の信用を大きく失墜させた。

市長は本年当初よりのコロナ禍による市民の不安をよそに、市庁舎に筋トレ用の器具を持ち込み、自らの体調管理のためと称して、勤務中に非常階段を走り回るなどのトレーニングを行い、職員に要らざる負担をかけるとともに、決裁書類の遅れ等、職員及び市民に多大の迷惑をかけているとの噂があったため、私も傍聴した3月の池田市議会総務常任委員会では、審議を中断して市長の許可のもと、それらの器具を確認されたという経緯がある。

それから半年、市長の公私混同行為は電子レンジにサトウのごはん、ベッドの設置に果てはサウナの設置へと拡大していったものと思われる。その公私混同ぶりは池田市の市長としては恥ずかしい限りで、池田市の信用を大きく失墜させたものであり、市長も自ら記者会見で語ったように「市長失格」、辞職は当然のことである。

報道によると市長は本件の重大さを認識すること無く、あくまでも自分の体調管理のためとの主張を繰り返す一方で、如上の電気代を返還すると語っていた。私は電気代はもとよりであるが、これらサウナ、ベッド等の私物の持ち込み、使用、解

体撤去に際して、こき使われた職員の人件費についても返還の必要ありと思料するものである。

私の試算によると、サウナ、電子レンジ、ドライヤー、冷蔵庫等の使用にかかった使用電気代は少なくとも5万円以上になると思われるが、それよりも前述のごとく私的目的のために働かされた10万池田市民の公僕たる職員の人件費はこれまた少なくとも10万円以上になると思われる。

監査委員各位におかれましてはその辺を勘案の上、十分調査（監査）していただいた上で返金の請求をしていただきたく、ここに地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて措置請求を行うものである。

4 監査請求の要件審査

令和2年11月13日に審査に付し、所定の要件を備えているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張する、市長が私的に持ち込んだ、サウナ、電子レンジ、ドライヤー、冷蔵庫等の使用にかかった電気代及びサウナ、ベッド等の私物の持ち込みに際しての運搬・設置・解体撤去に際して、職員が私的に使用された人件費が違法若しくは不当に支出されているのかを監査の対象とする。

2 監査対象部課

市長公室秘書課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

本件請求について、請求人に対し、令和2年11月24日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定により陳述の機会を与えた。

この陳述において請求人から、池田市長に対する措置請求の追加資料が提出され、措置の請求により返還を求める金額等の訂正が行われた。

4 市長及び関係機関からの報告徴収

(1) 市長からの報告徴収

本件請求の対象となっている、市長が庁舎内に持ち込んだ、サウナ、電子レンジ、ドライヤー、冷蔵庫等の使用にかかった電気代の計算等に必要な資料及びサウナ、ベッド等の私物の持ち込みに際しての運搬・設置・解体撤去に職員が私的に使用されたかどうかを確認するために必要な資料の提出を11月13日、11月25日に市長に求め、それぞれ11月20日、12月1日に市長から報告があった。

その内容についての要旨は下記のとおりである。

①市長が庁舎内に持ち込んだ電気製品の種類について

種 類	名 称	品 番	メーカー	消費電力
サウナ	ナチュラルスパコンパクト	—	(株)神戸メディケア	1,200W
電子レンジ	オープンレンジ	EMO-1000S	三洋電機	1,000W
ドライヤー	ターボドライ	EH5101P	パナソニック	1,200W
冷蔵庫	冷蔵庫 (家庭用)	SJ-H8W	シャープ	42W

②サウナの購入、設置、撤去、運搬の経緯について

大学のアメリカンフットボールの選手時代からのスポーツ障害の症状緩和のためにトレーニングジムで処置していたが、38歳頃に家庭用サウナを購入した。

サウナは7月12日に自宅で解体したものを搬入し、自ら組み立てた。その後、8月4日から使用を開始した。撤去については10月21日の夜間に搬出をした。サウナの設置、撤去、運搬に職員は一切関与していない。

③サウナの使用日について

8月4日、18日、19日、21日、24日、26日、28日、31日

9月2日、4日、10日、11日、14日、15日、16日、17日、19日、23日、24日、28日、30日

10月2日、5日、7日、8日、13日、14日、15日、16日、19日 の計30日

④仮眠用ベッドの設置、運搬、撤去の経緯について

仮眠用ベッドについては9月13日に自身で搬入した。搬入作業については職員は関与していない。翌日の9月14日の朝礼で秘書課職員に組み立てと設置をお願いし、同日午前中に組み立てと設置が完了した。

撤去については10月20日に電話で秘書課職員に依頼し、翌日10月21日の午前中には解体が完了し、同日夜間に搬出した。搬出作業には一般職員は関与していない。

⑤市長の秘書課への入室記録について

市長から提出された、7月9日から10月23日までのカードリーダーに記録された秘書課への入室記録については以下のとおり（市長から提出された③のサウナの使用日を併記）。

日 付	入室時刻	サウナの 使用日	日 付	入室時刻	サウナの 使用日
9月12日(土)	入庁記録なし		10月5日(月)	5:43:23 20:34:29	○
9月13日(日)	10:15:12		10月6日(火)	入庁記録なし	
9月14日(月)	5:38:30 21:39:37	○	10月7日(水)	21:31:09	○
9月15日(水)	入庁記録なし	○	10月8日(木)	18:28:45 21:21:40	○
9月16日(水)	22:29:27	○	10月9日(金)	入庁記録なし	
9月17日(木)	入庁記録なし	○	10月10日(土)	15:36:21	
9月18日(金)	入庁記録なし		10月11日(日)	12:06:10 16:39:26	
9月19日(土)	12:55:49	○		21:59:05	
9月20日(日)	入庁記録なし		10月12日(月)	21:59:07 21:59:10 21:59:13	
9月21日(月)	入庁記録なし		10月13日(火)	入庁記録なし	○
9月22日(火)	8:51:50		10月14日(水)	19:21:09	○
9月23日(水)	7:31:23 21:47:26	○	10月15日(木)	入庁記録なし	○
9月24日(木)	18:39:58	○	10月16日(金)	5:11:53	○
9月25日(金)	入庁記録なし		10月17日(土)	14:24:38	
9月26日(土)	10:14:44 20:18:10		10月18日(日)	11:16:13	
9月27日(日)	入庁記録なし		10月19日(月)	5:11:00	○
9月28日(月)	5:45:31 20:50:19	○	10月20日(火)	5:12:57	
9月29日(火)	入庁記録なし		10月21日(水)	入庁記録なし	
9月30日(水)	18:47:14	○	10月22日(木)	入庁記録なし	
10月1日(木)	23:01:32		10月23日(金)	入庁記録なし	
10月2日(金)	入庁記録なし	○			
10月3日(土)	入庁記録なし				
10月4日(日)	9:26:02				

(2) 関係機関に対する事情聴取

①市長公室秘書課からの事情聴取

I 事情聴取の実施

日 時：令和2年12月1日(火) 午後4時～午後5時

場 所：池田市役所7階 監査委員室

II 事情聴取した職員

市長公室秘書課職員

Ⅲ 事情聴取の主旨

サウナやベッドなどの運搬設置、撤去についての自身及び秘書課職員の関与についての事実確認

②副市長からの事情聴取

I 事情聴取の実施

日 時：令和2年12月7日（月）午前11時30分～午前12時

場 所：池田市役所7階 監査委員室

II 事情聴取した職員

副市長

Ⅲ 事情聴取の主旨

サウナやベッドなどの運搬設置、撤去についての自身及び秘書課職員の関与についての事実確認

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類及び関係する職員からの報告徴収の結果、次のような事実を認めた。

(1) 市役所庁舎内での電気製品の使用状況について

市役所庁舎内では執務室内において、職員が昼食時等に使用する目的で電気ポット、電子レンジ等の電気製品が日常的に使用されている。電気製品の使用に関しては総務部総務課への届出が必要となっている。

(2) 市役所庁舎の電気代の請求について

市役所庁舎の電気代の請求については関西電力㈱より前月分の使用電力量(kWh)に基づき、請求が行われる。その際の使用電力量を表すメーターについては、各フロアー、執務室ごとには分かれておらず、庁舎全体で1つのメーターとなっている。そのため、個々の電気製品の使用にかかった電気代については請求内容からは確認できない。

(3) 秘書課への入退室の記録について

秘書課の入り口には入退室を記録するカードリーダーが設置されている。庁舎開庁日については午前7時30分～午後6時30分以外の時間は扉が自動的に施錠されるため、入室する際には秘書課職員にのみ付与される入室権限を記録したカードをカードリーダーにかざすことで入室が可能となる。また庁舎閉庁日については終日、施錠されている。

(4) 市長の公務記録について

秘書課では、市長が事前に用務内容を確認するための資料として、用務の時間、場

所、流れ等を記載した公務記録を作成している。また、秘書課では市長の日程の把握に努めているが、秘書課を通さない市長自身の判断により日程を決める場合もあり、全ての市長の日程を把握しているわけではない。また、市長が土曜日、日曜日などで用務のない日に、自主的に庁舎に出勤している場合などについても、把握はしていない。

(5) 秘書課で勤務する職員について

秘書課で勤務する職員は特別職が市長、副市長 2 名の計 3 名、事務職員が課長、主幹、副主幹、主事 2 名、任期付短時間勤務職員 1 名の計 6 名、公用車運転手の技能職員が副主任 2 名、副班長の計 3 名で合計 12 名となっている。

(6) 特別職の勤務時間等の服務について

市長及び副市長は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号の規定による特別職である。特別職の地方公務員は同法第 4 条第 2 項の規定により、一般職の地方公務員とは異なり同法の適用を受けない。そのため特別職の職員は勤務時間及び職務専念義務等の服務については特段の定めはない。行政事例にも「恒久的でない職または常時勤務することを必要としない職であり、かつ、職業的公務員の職でない点において、一般職に属する職と異なるものと解される。」とあり、自己の責任において職責を果たすことが期待されている。

(7) 一般職員の勤務時間及び時間外勤務について

①一般職員の勤務時間等

本市の一般職員の勤務時間等については、地公法第 24 条第 5 項の規定に基づき、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 27 年池田市条例第 3 号。以下「勤務時間条例」という。）」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 5 年池田市規則第 4 号。以下「勤務時間規則」という。）」で定められている。

この中で、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間条例第 3 条第 1 項）と定められているとともに、月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの 1 日につき 7 時間 45 分が勤務時間（勤務時間条例第 2 条第 1 項及び勤務時間規則第 2 条第 1 項及び第 2 項）として定められている。

②時間外勤務等について

勤務時間以外の時間における勤務（勤務時間条例第 4 条の 2）について、「池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年池田市条例第 19 号。以下「給与条例」という。）」第 25 条及び第 26 条、並びに「池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 33 年池田市規則第 8 号）」第 8 条の 5 及び第 8 条の 6 の規定により、月曜日から金曜日の勤務時間を超えた勤務は 100 分の 125、週休日及び休日については 100 分の 135 がそれぞれ支給される。

また、給与条例第 23 条で規定する管理職手当の支給を受ける職員については、時間外勤務手当等の支給は対象外となる（給与条例第 31 条）。

そのため、①における週休日に勤務を命じられた場合には、当該勤務日の前 4 週間から後 8 週間の期間内で、1 日又は半日を単位として週休日の振替（勤務時間条例第 7 条及び勤務時間規則第 7 条）を受けることとなっている。

(8) サウナの運搬・設置時期について

市長の説明によると、サウナの運搬については 7 月 12 日の日曜日に自身で行なったとのことである。なお、当日の市長の秘書課への入室記録を確認すると、10 時 24 分 53 秒から 10 時 40 分 4 秒の間に 5 回入室を繰り返している。なお、当日は秘書課職員の秘書課への入室記録はなかった。また、副市長兩名、秘書課職員からの聞き取りでは、いずれも運搬・設置には関与していないとのことであった。

(9) 市長のサウナの使用日について

市長の説明によると、サウナを使用したのは 8 月 4 日から 10 月 19 日までの 30 回となっているが、市長の秘書課への入室記録との照合を行なったが、入室記録がない 8 月 19 日、8 月 26 日、9 月 2 日、9 月 15 日、9 月 17 日、10 月 2 日、10 月 13 日、10 月 15 日の 8 日間については、秘書課の扉が施錠されていない午前 7 時 30 分以降に入室していたものと思われる。ただし、これらの資料及び関係職員からの事情聴取からは、市長がいつサウナを使用したかについての確認は取れなかった。

(10) サウナの解体撤去・運搬時期について

市長の説明によると、サウナの解体撤去・運搬については 10 月 21 日に行ない、職員は一切関与していなかったとのことである。また、秘書課職員からの聞き取りによると、市長の指示により当日の夕方に、通路付近に置いてある既に解体されたサウナ（の部材）を、市長室の中に運び込んだとのことであった。また、副市長兩名からの聞き取りによると、当日の午後 9 時 30 分から午後 10 時過ぎ頃の間、市長室にある解体された状態のサウナを、地下の駐車場の市長の知人の車まで運ぶのを手伝ったとのことであった。ただし、いずれの職員もサウナの解体に関しては関与していないとのことであった。

(11) ベッドの運搬・設置時期について

市長の説明によると、仮眠用ベッドについては 9 月 13 日に自身で搬入し、9 月 14 日の朝礼で秘書課職員に組み立てを指示したとのことである。また、秘書課職員からの聞き取りによると、9 月 14 日の朝礼での市長の指示により、2 人で午前 11 時から 12 時の間に 20 分から 30 分をかけて組み立てを行ったとのことである。副市長からの聞き取りによるとベッドの運搬・設置に関しては関与していないとのことである。

(12) ベッドの解体撤去・運搬時期について

市長の説明によると、ベッドの解体撤去・運搬については 10 月 21 日に行なった。

また、秘書課職員からの聞き取りによると、市長の指示により秘書課職員が当日の朝にベッドの解体を行い(5分~10分)、夕方に市長室の中に運び込んだとのことであった。また、副市長両名からの聞き取りによると、当日の午後9時30分から午後10時過ぎ頃の間、市長室にある解体された状態のベッドを、地下の駐車場の市長の知人の車まで運ぶのを手伝ったとのことであった。

(13) 市長からのサウナにかかる電気代の返還について

市長からの説明によると、サウナの利用に係る電気使用料を下記のとおり、算出して11月13日に返還したとのことである。

・電力単価の算出について	
9月5日から10月4日までの間の市役所全体の請求金額	2,159,511円
電気使用量	93,665kWh
$2,159,511円 / 93,665kWh = 23円$	
・電気使用料の算定について	
家庭用サウナの消費電力	1,200W
電力単価	23円/kWh (上記令和2年9月実績による)
使用回数	30回
1回あたりの使用時間	50分 (立上げ30分、使用20分)
(計算式)	
$23円 \times 1,200 / 1,000 (W) \times 50 / 60 (h) \times 30回 = \underline{690円}$	

なお、返還については、財務会計システムの歳入予算差引簿により収納は確認されている。

2 監査委員の判断

(1) 請求人の主張するサウナ、電子レンジ、ドライヤー、冷蔵庫等の使用にかかった電気代の少なくとも5万円以上の返還について

今回、請求の対象となっている、市長が庁舎内に私的に持ち込んだとされる電気製品の使用についての妥当性について検討した。

電子レンジ、冷蔵庫の使用については、庁舎内でも届け出により、一定の使用は許容されている実態もあり、公務能率の向上を目的とした労働環境の整備の一面も有すると考えられ、またドライヤーについては、市の代表者として公務を行うための準備として評価することもでき、いずれも必要最低限度の使用を前提として許容されるものと考えられる。

しかし、サウナについては仮に自身の健康管理上必要な状況にあったとしても、庁舎内に持ち込み使用することは、社会通念上許容される範囲を大きく逸脱しており、その使用にかかる電気代の支出は違法ないし不当であると言わざるを得ない。

しかし、電気代の計算については、使用電力量を表すメーターが各フロアー、執務室ごとには分かれておらず、庁舎全体で1つのメーターとなっているため、個々の電気製品の使用電力量を正確に把握する方法は存在しない。

また、市長が主張する自己の記録・記憶に基づく報告によるサウナの使用回数についても、正確な回数を確認する手段は存在せず、サウナの使用に係る電気代については、監査委員として正確に確定することは不可能である。

そのため、審査の過程においては、市長のサウナの使用如何にかかわらず、7月12日に庁舎内に搬入し、サウナを使用し得る状況下にあった同日から、撤去したとされる10月21日の前日（秘書課職員の証言では10月21日の朝の時点で既に解体されていた）までの間についてサウナを使用したとみなし、電気代を請求することも一つの考え方として検討したが、その使用を明確に証明するものは存在せず、あくまで証拠に基づいた上での判断が求められることから、市長からの報告を全面的に受け入れる訳ではないが、市長が認める回数によらざるを得ない。

また、電気代の計算の基本的な考え方は、市長から提出された関西電力㈱から請求される明細書をもとに電力単価を算出し、その単価に使用時間に係る使用電力量を乗じるという方法以外にはなく、この返納額が必ずしも適正であるとは言い難いが、前述したとおり、電気代を正確に計算する方法は存在しない以上、市の損害を補填するという目的は果たされているとみなさざるを得ない。

(2) 請求人の主張するサウナ、ベッド等の私物の持ち込みに際しての運搬・設置・解体撤去に際して、職員が私的に使用され違法若しくは不当に支出された人件費の少なくとも10万円以上の返還について

今回、請求の対象となっている、サウナ、ベッド等の私物の持ち込みに際しての運搬・設置・解体撤去に際して、職員が私的に使用されたかについて検討した。

市長からの報告によると、サウナの設置、撤去及び運搬に職員は一切関与しておらず、またベッドについては秘書課職員に設置と解体を依頼し、搬出作業には一般職員は関与していないとのことであった。

しかし、職員からの聞き取りにおいては、副市長が解体されてあったサウナ、ベッドの部材の地下の駐車場への運搬を行い、秘書課職員はベッドの設置と解体、及び通路付近に置いてあった解体後のサウナ、ベッドの部材の市長室への運搬を行ったとの事であったため、監査委員としては職員から聞き取りを行った内容を事実と認定した。

しかしながら、職員を私的に使用したことによる人件費の違法若しくは不当な支出については、従事した職員が勤務時間等に定めのない特別職の副市長であり、また、一般職員についても、管理職手当の支給対象者であるため、時間外勤務手当は発生していないことが認められ、上記職員の人件費に関して市に損害が発生したとは認めら

れない。

第4 結論

以上のことから、本件請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

第5 意見

以上のとおり、一定、返還のなされたサウナの使用を除いては、電気製品の使用にかかる電気代や職員の人件費については結果的には違法若しくは不当な支出としては認められないが、原資が市民の負担する税金で賄われていることから、市長は細心の注意を払う必要がある。

特に、一部とはいえ、職員を公務とは関係がない私的な用務で使用していた部分については、市の代表者としての立場を再認識し、公務と私的な用務とを明確に区別されたい。

サウナはもとより、ベッド等の私物の庁舎内への持ち込みについても、仮にスポーツによる後遺障害がありその症状の緩和が主目的であったとしても、社会通念上、許容できる範囲を大きく逸脱しており、市民の理解は到底得られないものである点を認識されたい。

サウナ以外の電気製品の庁舎内での使用については、職員全体に言えることではあるが、たとえ公務能率の向上を果たすための労働環境の整備と捉えられたとしても、あくまで全てが市民の税金が原資となっている点については疑いの余地もなく、その使用についても最低限度にとどめる意識は常に必要となるところである。疑念や不信を抱かれることのないよう、透明性を確保し適正な取り扱いをされるよう強く要望する。